

② 国家賠償法 2 条：営造物責任

1 営造物責任の性質

国家賠償法 2 条 1 項では「道路、河川その他の**公の営造物の設置又は管理に瑕疵**があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる」と営造物責任について規定しています。

また、国家賠償法 2 条 2 項では「前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して**求償権**を有する」と規定しています。ここからは、試験で出題される各要件についてみていきましょう。

2 要件①「公の営造物」

「公の営造物」とは、国又は公共団体が公用又は公共の用に供している有体物（公物）のことで、不動産（道路、河川、港湾、上下水道、建物）だけではなく、動産（消防車）を含れます。また、人工公物（道路、橋）だけでなく、自然公物（河川、海浜）も含まれます。

3 要件②「設置又は管理の瑕疵」

「設置又は管理の瑕疵」とは、公の営造物が「**通常有すべき安全性を欠いていること**」をいい、これによる国や地方公共団体の賠償責任は「**無過失責任**」です。もっとも、「無過失責任」といっても、**不可抗力による場合**や、**回避することが不可能な場合**には、営造物責任は免責されます。

また、公の営造物の管理者は、必ずしも営造物について法律上の管理権や所有権などの権原を有している者に限られず、**事実上の管理をしているにすぎない国や地方公共団体も管理者に含まれます**。

● 異常な方法で使用したケース

本来の用法に従えば安全である営造物において、設置管理者が通常予測し得ない異常な方法で使用したことによって損害が発生した場合には、営造物責任を責任を負いません。

営造物責任を否定した判例
- 幼児が道路のガードレールの上に腰掛けて転落した事故 - 幼児が中学校内のテニスの審判台上り、審判台の下敷きとなった事故
幼児がいかなる行動に出ても不測の結果が生じないようにすることは、設置管理者に不能を強いるものであり、 通常予想し得ない異常な方法 で使用した場合には、賠償請求を負わない。

● 道路の瑕疵

営造物責任を否定した判例	営造物責任を肯定した判例
夜間、県道上に設置されていた「工事中」を表示する工事標識板や赤色灯が、直前に先行した他車によって倒され、赤色灯が消えたままになっていた。そこに、工事中であることを知らずに突入した車が起こした事故	故障した大型貨物自動車が長時間（87時間）にわたって放置されていた状態で、原付自転車が故障車の後部に激突し即死した事故
直前に先行した他車によって倒れた後、すぐに道路管理者が工事標識板や赤色灯を元に戻して、道路の安全を保持することが不可能だった場合には、道路管理に瑕疵はないとした。	道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努める義務を負うところ、故障した大型貨物自動車が87時間にわたって放置されるという、道路の安全性を著しく欠如する状態であったにもかかわらず、必要とされる措置を全く講じていなかった。よって、道路管理に瑕疵があり、当該道路管理者は損害賠償責任を負うとした。

なお、**道路の営造物責任**では、**財政力の不足**（落石防止の防護柵の設置費用が多額になり予算に困るなど）は、**免責事由にはなりません**。

● 河川の瑕疵

河川の瑕疵の判断基準	
河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度…土地の利用状況その他の社会的条件…等の諸般の事情を総合的に考慮し、同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして、是認しうる（肯定できる）安全性を備えているかどうかを基準に判断するとしています。	
未改修河川	改修河川
- 未改修・現に改修中の河川については、特段の事情がない限り、改修がいまだ行われていないとの一事をもって河川管理に瑕疵があるとすることはできない。 - 河川の改修、整備の過程に対応する、いわば過渡的な安全性（段階的な安全性）をもって足りる。	- 改修、整備がされた河川は、当時の防災技術の水準に照らして、通常予測される災害に対応する安全性を備えているかどうかによって判断される。 - 通常予測することができなかった場合には、河川管理の瑕疵を問うことはできない。
過渡的な安全性（段階的な安全性）	通常レベルの安全性

● 安全装置の不設置

駅ホームで点字ブロックの未設置
視力障害者が、点字ブロックが未設置であった国鉄のホームから誤って転落し、進入してきた電車にひかれて重傷を負った。そこで、被害者は国家賠償法2条に基づく損害賠償請求を行った。
点字ブロック等のように、新たに開発された視力障害者用の安全設備を駅のホームに 設置しなかったこと をもって当該駅のホームが通常有すべき安全性を欠くか否かを判断するに当たっては、その安全設備が、視力障害者の事故防止に有効なものとして、 その安全設備が相当程度標準化されて全国やその地域で普及しているかどうか 、…予測される視力障害者の事故の発生の危険性の程度、…設置の困難性の有無等の諸般の事情を総合考慮することを要する。

● 共用関連瑕疵

周辺住民に対して危害（騒音・排気ガス）が生じる場合
営造物自体に物的な瑕疵があるわけではなく、営造物の利用によって近隣住民に危害が生じる瑕疵（ 共用関連瑕疵 ）があります。例えば、空港や道路の周辺住民が騒音・排気ガス等によって社会生活上受忍すべき限度を超えた被害を受けたとして、国家賠償法2条に基づく損害賠償請求を行うケースです。
- 国家賠償法2条の営造物責任とは、営造物が有すべき安全性を欠いている状態をいうが、そこにいう安全性の欠如とは、①当該営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連において危害を生ぜしめる場合も含み、また、②その危害は、営造物の利用者だけではなく、利用者以外の第三者に対して社会生活上受忍すべき限度を超える被害が生じた場合も含む。 - つまり、①空港や道路を利用をすることで発生する騒音は、営造物の設置の瑕疵となり、また、②空港や道路の利用者ではなく、周辺住民という第三者に社会生活上受忍すべき限度を超える被害が生じた場合には、国家賠償法2条で損害賠償請求をすることができる。

公務員のライトの「行政法」講座

公務員のライト

行政法で **8割** 死守する

日本トップレベルの行政法講師による

行政法

試験で得点するために作られた
最強テキストで学ぶ

カリスマ講師
ゆうシ先生

まずは「**無料**」の
体験講義を見る



無料 LINEで受講相談実施中！

どんな質問でもOK

- オススメの講座
- 講座の内容
- 決済方法
- スケジュール...等



お気軽にお問い合わせください。

講座の詳細はこちら▶

